



## 区職員の懲戒処分について

と き	平成 30 年9月 13 日(木)発表
と ころ	練馬区役所(練馬区豊玉北 6-12-1)
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

### 【公表内容】

#### 1 不適切な事務処理

- (1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容  
危機管理室 主事 52歳 女性 戒告

(2) 概要

当該職員は、平成 28 年度および平成 29 年度において、消耗品等の購入に係る 8 件の事案について、複数回にわたり上司からの確認や事業者からの督促等があったにも関わらず、契約等の事務処理を怠り、事業者への支払いを遅延した。

このことは、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

(3) 処分年月日

平成 30 年 9 月 12 日

#### 2 不適切な事務処理

- (1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容  
区民部 主事 26歳 男性 戒告  
区民部 係長 48歳 男性 戒告（管理監督者）

(2) 概要

当該職員は、平成 30 年度の特別徴収税額決定通知書の作成にあたり、印刷原稿の十分な確認を怠り、誤った年度表記の通知書を作成した。この結果、改めて、通知書を作成・郵送する事態を招き、6,735,745 円の公費を支出した。

このことは、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

また、上司について、管理監督責任として懲戒処分とした。

(3) 処分年月日

平成 30 年 9 月 12 日

### 3 公務外における交通事故

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容  
環境部 係長 58歳 男性 戒告

(2) 概要

当該職員は、平成29年1月23日、自家用自動車を運転中、走行していた自転車と接触した。この事故により、相手方に、肋骨骨折等の傷害を負わせた。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

(3) 処分年月日

平成30年9月12日

### 4 私事欠勤

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容  
土木部 主事 48歳 男性 戒告

(2) 概要

当該職員は、平成29年12月11日から12月15日までの5日間、並びに平成30年5月14日から5月16日までの3日間、体調不良により計8日間の私事欠勤を行った。

このことは、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

(3) 処分年月日

平成30年9月12日

【問い合わせ】練馬区 職員課 人事係 電話03-5984-5782